

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業
に関するQ & A
＜企業版ふるさと納税（人材派遣型）編＞

注意

本Q & Aは、随時見直しを行っております。
ご使用の際は、必ず最新版のQ & Aをご確認下さい。

2021年7月14日

内閣府 地方創生推進事務局

総務省 地域力創造グループ

目次

11. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）について

- Q11-1. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の定義・・・・・・・・・・ 1
 - Q11-2. 対象となる任用・勤務形態・・・・・・・・・・ 1
 - Q11-3. 派遣元企業との兼業の可否・・・・・・・・・・ 1
 - Q11-4. 地域再生計画の変更認定申請の可否・・・・・・・・・・ 1
 - Q11-5. 留意すべき事項・・・・・・・・・・ 2
-

<参考>「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A（第10版）<認定申請編>」において関連するQ & A（抜粋）

3. 対象となる事業（個別具体的な事業）について

- Q3-1. 既存事業の申請
- Q3-2. 着手済み事業の申請
- Q3-3. 寄附の振替
- Q3-5. 基金への積立て
- Q3-9. 国の補助金・交付金対象事業の地方負担分への充当
- Q3-10. 地方負担分へ地方創生応援税制を充当できる国の補助金・交付金①
- Q3-13. 地方負担分へ地方創生応援税制を充当できる国の補助金・交付金②
- Q3-14. 地方債の起債対象事業への充当
- Q3-15. 特別交付税措置の対象事業への充当
- Q3-16. 特定のNPO法人等を指定して支出する寄附

別紙

「地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧」

<参考>「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A（第10版）<事業実施・実施状況報告編>」において関連するQ & A（抜粋）

4. 寄附の受領について

- Q4-1. 寄附の受領時期
- Q4-2. 寄附の金額の目安に対するペナルティ
- Q4-3. 事業費確定前の寄附の申し出
- Q4-5. 出納整理期間中の寄附受領
- Q4-6. 地方創生応援税制の対象法人
- Q4-7. 「本社の立地する地方公共団体」への寄附①
- Q4-8. 「本社の立地する地方公共団体」への寄附②

5. 寄附を行うことの代償としての経済的利益の供与について

- Q 5-1-1. 総説（禁止される具体例の例示）
- Q 5-1-2. 総説（許容される具体例の例示）
- Q 5-2-1. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約
- Q 5-2-2. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約
- Q 5-2-3. すでに契約関係にある企業からの寄附
- Q 5-3-1. 有償のネーミングライツ契約
- Q 5-3-2. 無償のネーミングライツ契約
- Q 5-4. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等の利用
- Q 5-5. 寄附を行った法人の関係会社との契約
- Q 5-6-1. 寄附を行った法人との間での一定の関係の成立
- Q 5-6-2. すでに一定の関係にある法人からの寄附

6. 変更・取消しについて

- Q 6-1. 地域再生計画の変更認定申請
- Q 6-2. 対象事業の繰り越し
- Q 6-6. 地域再生計画の認定取消事由
- Q 6-7. 地域再生計画の認定取消がなされた場合の寄附金の取扱い

7. 税額控除について

- Q 7-1. 税制優遇措置の内容
- Q 7-2. 税制優遇措置を受けるための企業における手続
- Q 7-3. 受領証の交付①
- Q 7-4. 受領証の交付②

8. 効果検証及び報告について

- Q 8-1. 国への事業の実施状況に関する報告
- Q 8-2. 寄附額が事業費を上回った場合の対応
- Q 8-3. 国への事業の実施状況に関する報告の公表
- Q 8-4. 住民に対する効果検証結果の公表
- Q 8-5. 寄附企業に対する効果検証結果の公表

9. 地方議会との関係について

- Q 9-1. 議会对応
- Q 9-2. 地方自治法上の「負担付の寄附」

10. 広報について

Q10-1. 国の広報

Q10-2. 地方公共団体の広報

参考様式

- ・ A 4-3 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について
- ・ A 7-3 : 受領証
- ・ A 8-1 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告書
- ・ A 8-1 : まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定について

11. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）について

<p>Q11-1. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）に該当するのは、どのような場合ですか。</p>	<p>A11-1. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附及び人材の提供がなされる場合のうち、当該寄附があった年度と同一の年度に、当該人材が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う各種団体等であって、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいいます。</p> <p>したがって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が任用するものの、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業とは無関係な業務に専ら従事する場合や、 ・地方公共団体等が寄附企業との協定などに基づき、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する社員の派遣を受けるものの、当該団体等の職員として任用や採用をしない場合などは、企業版ふるさと納税（人材派遣型）には該当しません。 <p>企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図ることを目的としています。</p>
<p>Q11-2. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、どのような任用・勤務形態が対象になりますか。</p>	<p>A11-2. 地方公共団体の職員として任用する場合には、任期付職員等、地方公務員法等に基づいて任用することを想定しています。</p>
<p>Q11-3. 派遣元企業の業務にも従事することは可能ですか。</p>	<p>A11-3. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に専ら従事することが基本ですが、任命権者による兼業許可を受ければ、可能です（地方公務員法第38条）。</p>
<p>Q11-4. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用にあたって、既に認定を受けている地域再生計画の変更認定申請は必要ですか。</p>	<p>A11-4. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用そのものをもって直ちに地域再生計画の変更認定申請が必要になるわけではありません。</p>

<p>Q11-5.</p> <p>地方公共団体等が寄附企業の人材を受け入れるに当たり、留意すべき事項は何ですか。</p>	<p>A11-5.</p> <p>地方公共団体等が、寄附企業から受け入れる人材に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に当たりその能力を十分に発揮してもらうとともに、円滑で適切な事業遂行を図る観点から、寄附を受けた地方公共団体としては、事前に寄附企業及び関係する各機関と協議し、当該人材がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施において担う役割などについて合意したうえで人材が受け入れられるようにしてください。また、当該人材が従事するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に当たり、当該地方公共団体の事務等について助言・サポートを行うよう努めるようにしてください。</p> <p>加えて、透明性確保の観点から、地方公共団体等は、個人情報保護に関する法令等を遵守の上で、寄附企業の人材がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する職員として任用又は採用されること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにする（その時期や内容・方法は、地域の実情に応じて適切に対応すること。）ようにしてください。</p>
--	--

<参考>「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第10版）<認定申請編>」において関連するQ&A（抜粋）

3. 寄附の対象となる事業について

<p>Q 3-1. 既存の住民サービスとして行ってきた事業は対象となりますか。</p>	<p>A 3-1. 既存の住民サービスとして行ってきた事業についても、地方創生に資するものであって、寄附を契機として質的又は量的な変化があることを明確に説明できる場合には対象となり得ます。</p>
<p>Q 3-2. 着手済みの事業について地域再生計画を作成して、認定申請することはできますか。また、地域再生計画を申請する時点において着手済みの事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>A 3-2. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業は、地域再生計画の認定後に事業を実施（着手）することを想定しているため、原則として着手済みの事業（地域再生計画の認定前に支出負担行為を行ったもの）については対象となりません。 ただし、 ①地域再生計画認定まで事業着手を遅らせると、当該事業の目的達成に支障が生じうること。 ②当該事業の予算計上に際し、地方創生応援税制の活用を予定していることが明らかにされており、単なる財源振替ではないこと。 のいずれも満たす場合には、事前着手が可能であるため、個別にご相談ください。</p>
<p>Q 3-3. イベント等への協賛金など従来から行われている寄附について、地方創生応援税制に係る寄附として受領することはできますか。</p>	<p>A 3-3. 地方創生応援税制は、産官学金労言士が参画して策定した地方版総合戦略に位置づけられた、KPI の設定や PDCA サイクルの整備等によって効果が高いと考えられる事業への寄附に対して税制上の特例措置がなされるものです。そのため、従来から行っている事業を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、単に振り替えるようなことは行わないようにしてください（Q 3-1 参照）。 本税制の趣旨を踏まえた事業を企画立案し、法人に対してその内容をよく説明することにより、法人が事業の趣旨に賛同した結果として寄附が行われるようにしてください。</p>
<p>Q 3-5. 地方公共団体が行う基金への積立てに対して、地方創生応援</p>	<p>A 3-5. 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）に示す要件・運用管理を備える基金への積立てに充てる寄附については、本税制の対象となります。</p>

<p>税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>															
<p>Q 3 - 9 . 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A 3 - 9 . 地方創生応援税制の制度の趣旨は、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な事業を支援するものであることから、国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできません。 ただし、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方大学・地域産業創生交付金の対象となる事業をはじめ、地方創生に関連する国の補助金・交付金(Q 3 - 1 0 参照)の地方負担分については、地方創生応援税制に係る寄附を充てることができます。 また、奨励的補助金や都道府県の補助金等、地方財政措置を伴わない補助金や交付金（普通交付税措置のみによるものを含む）の地方負担分についても、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能です。疑義がある場合には個別にご相談ください。 なお、地方債の起債対象事業や特別交付税措置の対象となる事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てる場合には、Q 3 - 1 4 及びQ 3 - 1 5 を参照の上、以下の様式を参考に、各地方公共団体において適切に取り扱うようにしてください。</p> <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="501 1379 1426 1608"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>充当額</th> <th>補助・単独の別</th> <th>補助金・交付金名</th> <th>特別交付税措置の有無</th> <th>地方債の起債の有無</th> <th>本税制に係る寄附金を控除した上で地方財政措置を活用しているか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A事業</td> <td>●万円</td> <td>補助</td> <td>a 交付金</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>確認済み</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	充当額	補助・単独の別	補助金・交付金名	特別交付税措置の有無	地方債の起債の有無	本税制に係る寄附金を控除した上で地方財政措置を活用しているか	A事業	●万円	補助	a 交付金	○	○	確認済み
事業名	充当額	補助・単独の別	補助金・交付金名	特別交付税措置の有無	地方債の起債の有無	本税制に係る寄附金を控除した上で地方財政措置を活用しているか									
A事業	●万円	補助	a 交付金	○	○	確認済み									
<p>Q 3 - 1 0 . 地方負担分へ地方創生応援税制に係る寄附を充てることのできる国の補助金・交付金とは、どのようなものを指しているのですか。</p>	<p>A 3 - 1 0 . 別紙「地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることのできる補助金・交付金一覧」に掲載された補助金・交付金を指します。※上述の地方財政措置とは、「特別交付税によるもの」「元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債によるもの」を指しています。</p>														

<p>Q 3-13.</p> <p>地方公共団体の地方創生プロジェクトが複数の事業で構成されている場合(各事業費は明確に区分されている)、うち一つの事業に国の補助金や交付金(地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及び地方大学・地域産業創生交付金をはじめ、地方創生に関連する国の補助金・交付金(Q 3-10 参照)を除く。)を受けると、他の事業にも寄附を充てることはできなくなりますか。</p>	<p>A 3-13.</p> <p>全体として1つのプロジェクトであっても、プロジェクトを構成する各事業の事業費が明確に区分されているのであれば、事業ごとに、補助金等(A 3-10 に掲げる国の補助金・交付金を除く。)と地方創生応援税制をそれぞれ活用することができます。</p>
<p>Q 3-14.</p> <p>地方債の起債対象事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A 3-14.</p> <p>地方債の起債対象事業に地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですが、その場合は、一般に、当該寄附は当該事業の控除財源として取扱うことが適当であると考えられます。</p> <p><イメージ></p> <p>地方債の充当率が30%の1億円の事業を計画しており、当該事業に対して5,000万円の寄附がなされる場合の起債可能額は、</p> <p>[事業費(1億円) - 地方創生応援税制に係る寄附(5,000万円)] × 30% = 1,500万円</p> <p>となる。</p> <p>※地方創生応援税制に係る寄附を充てない場合は、起債可能額は3,000万円</p>
<p>Q 3-15.</p> <p>特別交付税措置の対象となる事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A 3-15.</p> <p>特別交付税の算定上、地方創生応援税制が適用される寄附は算定経費から控除する必要があります。</p>

<p>Q 3-16.</p> <p>法人が特定の NPO 法人等を指定し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充当することを希望して支出する寄附は、法人税基本通達 9-4-4 のいわゆるトンネル寄附金に該当せず、地方創生応援税制の対象となりますか。</p>	<p>A 3-16.</p> <p>法人が特定の NPO 法人等を指定し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充当することを希望して支出する寄附については、寄附者の希望を斟酌しつつも、最終的には地方公共団体の判断によって支出先が決定されます（必ずしも寄附者の希望が反映されるとは限りません。）。</p> <p>そのため、法人が特定の NPO 法人等を指定し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充当することを希望して支出する寄附については、租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項、同法第 68 条の 15 の 3 第 1 項、地方税法附則第 8 条の 2 の 2 第 1 項及び同法附則第 9 条の 2 の 2 第 1 項に規定する寄附金に該当し、本税制の対象となります。</p> <p><参考></p> <p>福岡国税局回答（佐賀県照会）「企業が特定の CSO に対し寄附することを希望して支出する寄附金に係る法人税法上の取扱いについて」（令和 3 年 3 月 22 日）</p> <p>※ 国税庁のホームページ（文書回答事例／法人税）で公表されています。</p>
--	---

(別紙) 地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧

※ 当該一覧は、特別交付税や元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債による補助金・交付金のうち、地方創生応援税制との併用が認められるものです。このほか、奨励的補助金や都道府県の補助金等、地方財政措置を伴わない補助金や交付金（普通交付税措置のみによるものを含む）の地方負担分にも寄附を充てることができます。

※ 各補助金・交付金事業の詳細は、各府省庁の担当部署に問い合わせてください。

※ 当該一覧に掲載された補助金・交付金に係る地方財政措置の内容について確認する場合、まずは各地方公共団体の財政担当部局と密に連携をとり、充当事業に対応する地方財政措置について擦り合わせた上で、確認が必要な点は、各府省庁の担当部署に問い合わせてください。（対象が一部に限定されるものもありますので、充當に当たっては、十分ご注意ください。）

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用		企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)	
1	内閣府	子ども・子育て支援整備交付金	可能			子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）付事業第1係	03-6257-3082	
2		特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	可能			総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室	03-6257-3953	
3		沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）	可能			沖縄振興局特定事業担当	03-6257-1675	
4		沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）付	03-6257-1683	
5		沖縄振興特定事業推進費補助金	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）付	03-6257-1683	
6		沖縄離島活性化推進事業費補助金	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）付	03-6257-1683	
7		沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（政策調整担当）付	03-6257-1693	
8		地方創生推進交付金	可能	有	一定以上の寄附を充當する場合に、事業期間の延長	地方創生推進事務局交付金 T	03-3581-4213	
9		地方創生拠点整備交付金	可能			地方創生推進事務局交付金 T	03-3581-4213	
10		地方創生整備推進交付金	可能			地方創生推進事務局参事官（地域再生担当）付	03-5510-2456	
11		地方大学・地域産業創生交付金	可能			地方創生推進事務局参事官（地方大学・産業創生担当）付	03-6257-1405	
12	警察庁	都道府県警察施設整備事業に係る補助金	可能			長官官房会計課	03-3581-0141	
13		特定交通安全施設等整備事業に係る補助金	可能			交通局交通規制課	03-3581-0141	
14	総務省	高度無線環境整備推進事業	可能			総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室政策係	03-5253-5866	
15		携帯電話等エリア整備事業	可能			総合通信基盤局電波部移動通信課第一業務係	03-5253-5894	
16		過疎地域持続的発展支援交付金	可能			自治行政局過疎対策室	03-5253-5536	
17		特定地域づくり事業推進交付金	可能			自治行政局地域振興室	03-5253-5534	
18		地域経済循環創造事業交付金	可能			自治行政局地域力創造グループ地域政策課企画第一係	03-5253-5523	
19		「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	可能			情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室高度化推進係	03-5253-5808	
20		放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）	可能			情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室高度化推進係	03-5253-5808	
21		放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5737	
22		民放ラジオ聴難解消支援事業	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5949	
23	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5949		
24	法務省	外国人受入環境整備交付金	可能			出入国在留管理庁在留支援課	03-5363-3013	
25	文部科学省	健全育成のための体験活動推進事業	可能			初等中等教育局児童生徒課	03-6734-3299	
26		公立学校施設整備費負担金	可能			大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 執行係	03-6734-2463	
27		学校施設環境改善交付金	可能			大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 整備計画係	03-6734-2466	

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用		企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)	
28	文化庁	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業	可能	有	採択に関する査定の上乗率	文部科学省 文化庁 参事官 (文化観光担当) 付 文化観光拠点支援係	03-6734-4893	
29		文化財補助金	可能			文部科学省 文化庁 文化経済・国際課 税制担当 ※事業毎に担当課にお繋ぎします。	03-6734-3044	
30	農林水産省	農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営確立支援事業	可能			経営局就農・女性課農業教育グループ	03-6744-2160	
31		鳥獣被害防止総合対策交付金	可能	有	採択に関する査定の上乗率	農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	03-3591-4958	
32		農山漁村振興交付金 (ハード交付金)	可能	有	採択に関する査定の上乗率 (うち農泊推進対策における施設整備事業 (活性化計画に基づくものに限る) 及び農山漁村活性化整備対策に限る)	農村振興局地域整備課 農村振興局都市農村交流課	03-3501-0814 03-3502-5946	
33		海岸保全施設整備事業	可能			農村振興局防災課	03-6744-2199	
34		農業競争力強化基盤整備事業	可能			農村振興局農地資源課 農村振興局水資源課	03-6744-2208 03-3502-6246	
35		中山間地域農業農村総合整備事業	可能			農村振興局地域整備課	03-6744-2200	
36		農村地域防災減災事業	可能			農村振興局整備部防災課	03-6744-2210	
37		農地耕作条件改善事業	可能			農村振興局農地資源課	03-6744-2208	
38		農業水路等長寿命化・防災減災事業	可能			農村振興局水資源課 農村振興局防災課	03-3502-6246 03-6744-2210	
39		農山漁村地域整備交付金	可能			農村振興局地域整備課	03-6744-2200	
40		多面的機能支払交付金	可能			農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室	03-6744-2197	
41		中山間地域等直接支払交付金	可能			農村振興局地域振興課	03-3501-8359	
42		環境保全型農業直接支払交付金	可能			生産局農業環境対策課	03-6744-0499	
43		強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプに限る)	可能			生産局総務課生産推進室	03-3502-5945	
44		国営かんがい排水事業	可能			農村振興局水資源課	03-6744-2206	
45	国営総合農地防災事業	可能			農村振興局防災課	03-3502-6430		
46	国営農地再編整備事業	可能			農村振興局農地資源課	03-6744-2207		
47	国営緊急農地再編整備事業	可能			農村振興局農地資源課	03-6744-2207		
48	水産庁	海岸保全施設整備事業	可能			防災漁村課	03-3502-5304	
49		漁村振興対策地方公共団体整備費補助 (うち漁港機能増進事業)	可能			計画課	03-3506-7897	
50		水産基盤整備事業	可能			計画課	03-3502-8491	
51		浜の活力再生・成長促進交付金 (うち水産業強化支援事業)	可能			防災漁村課	03-6744-2391	
52		水産業競争力強化緊急事業 (うち水産業競争力強化緊急施設整備事業)	可能			防災漁村課	03-6744-2391	
53	林野庁	林業成長産業化総合対策 (うち林業・木材産業成長産業化促進対策交付金)	可能			経営課	03-3502-8055	
54		森林整備事業	可能			整備課	03-6744-2303	
55		治山事業	可能			治山課	03-6744-2308	
56	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	可能			総合政策局地域交通課	03-5253-8396	
57		「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (集落活性化推進事業費補助金)	可能	有	採択に当たって一定程度配慮	国土政策局地方振興課	03-5253-8403	
58		奄美群島振興交付金	可能			国土政策局特別地域振興官付	03-5253-8423	

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用		企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)	
59	国土交通省	小笠原諸島振興開発事業費補助	可能			国土政策局特別地域振興官付	03-5253-8424	
60		社会資本整備総合交付金	可能	有	配分に当たって一定程度配慮	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	03-5253-8967	
61		防災・安全交付金	可能	有	配分に当たって一定程度配慮	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	03-5253-8967	
62		補助事業（道路）	可能			道路局環境安全・防災課	03-5253-8495	
63		補助事業（河川）	可能			水管理・国土保全局治水課流域調査係	03-5253-8455	
64		補助事業（ダム）	可能			水管理・国土保全局治水課計画係	03-5253-8453	
65		補助事業（砂防）	可能			水管理・国土保全局砂防部砂防計画課企画係	03-5253-8467	
66		補助事業（下水道）	可能			水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業係	03-5253-8430	
67		補助事業（港湾）	可能			港湾局計画課	03-5253-8668	
68		補助事業（海岸）	可能			港湾局海岸・防災課 水管理・国土保全局海岸室	03-5253-8688 03-5253-8471	
69		補助事業（空港）	可能			航空局総務課政策企画調査室	03-5253-8695	
70		補助事業（都市）	可能			都市局都市政策課企画係	03-5253-8397	
71		観光庁	観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）	可能			国土交通省総合政策局地域交通課	03-5253-8396
72	観光振興事業費補助金（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）		可能			観光庁外客受入担当参事官室	03-5253-8972	
73	観光振興事業費補助金（観光地域振興無電柱化推進事業）		可能			国土交通省道路局環境安全・防災課	03-5253-8495	
74	観光振興事業費補助金（先進的サイクル環境整備事業）		可能			国土交通省道路局参事官	03-5253-8497	
75	観光振興事業費補助金（古民家等観光資源化支援事業）		可能			国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517	
76	観光振興事業費補助金（「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業）		可能			観光庁外客受入担当参事官室	03-5253-8972	
77	観光振興事業費補助金（安心して訪日観光ができる海洋周辺地域の魅力向上事業）（※うち受入環境整備に係るもののみ）		可能			国土交通省港湾局海洋・環境課 国土交通省海事局内航課	03-5253-8684 03-5253-8625	
78	文化資源を活用したインバウンドのための環境整備		可能			文化庁文化経済・国際課	03-6734-3044	
79	国立公園のインバウンドに向けた環境整備		可能			環境省自然環境局国立公園課	03-5521-8278	
80	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業		可能			観光庁外客受入参事官室	03-5253-8972	
81	新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ		可能			観光庁観光資源課	03-5253-8924	
82	観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）		可能			観光庁観光資源課	03-5253-8925	
83	環境省		自然環境整備交付金	可能			自然環境局自然環境整備課	03-5521-8281
84		環境保全施設整備交付金	可能			自然環境局自然環境整備課	03-5521-8281	
85		循環型社会形成推進交付金	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係、浄化槽推進室	03-5521-8337 03-5501-3155	
86		廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金）	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337	
87		廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337	
88		廃棄物処理施設整備交付金	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337	
89		指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	可能			自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	03-5521-8285	
90		動物収容・譲渡対策施設整備費補助金	可能	有	採択に当たって一定程度配慮	自然環境局総務課動物愛護管理室	03-5521-8331	

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)
91	防衛省	障害防止対策事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
92		施設周辺整備助成補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
93		道路改修等事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
94		施設周辺整備統合事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
95		再編推進事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
96		教育施設等騒音防止対策事業費補助金（一般防音）	可能			地方協力局防音対策課	03-5362-4837

※その他、以下の事業（委託費）に関し、地方公共団体独自の取組に寄附を充てた場合、インセンティブを付与することとしています。

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)
1	文部科学省	WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業	有	採択に関する査定有加算項目	初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高等学校改革推進室	03-6734-3300

<参考>「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第10版）<事業実施・実施状況報告編>」において関連するQ&A（抜粋）

4. 寄附の受領について

<p>Q4-1. 法人からの寄附はいつ受領することができるのですか。</p>	<p>A4-1. 法人からの寄附は、地域再生計画の認定後であれば、受領が可能です。 ただし、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に確実に充てる必要があるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費の確定前に寄附を受領する場合は、地域再生計画に記載した「寄附の金額の目安」の範囲内で、 ・事業費の確定後に寄附を受領する場合は、事業費の範囲内で、 <p>受領してください。 事業費の確定後は、事業費の範囲内であれば「寄附の金額の目安」を超えて寄附を受領することが可能となります。 事業費を超えて寄附を受領した場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがありますので、最終的に寄附額が事業費を超えないよう適切に管理してください。 また、事業実施後に国へ当該事業の実施状況を報告する際に、寄附法人の法人番号を記載することとしているため、寄附を受領する際に把握するように努めてください。 なお、基金への積立てに充てる寄附については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）を参照してください。</p>
<p>Q4-2. 地域再生計画に定めた寄附の金額の目安に比べ、実際に受け入れた寄附が少ない場合にペナルティが課せられることはあるのですか。</p>	<p>A4-3. 寄附の金額の目安とは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費の確定前に地方公共団体が受領することのできる寄附額の上限となる目安額を指します。 したがって、寄附の金額の目安に比べ、実際に受け入れた寄附が少ない場合であってもペナルティが課せられることはありません。</p>
<p>Q4-3. 事業費が確定する前に、企業から寄附の</p>	<p>A4-3. 事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、随時、企業からの寄附の申し出を受けることが可能です。認定後に特例措置が</p>

<p>申し出を受けることはできますか。</p>	<p>活用されないことのないよう、できるだけ多くの企業に事前に相談・説明するようにしてください。</p> <p>その際、地方公共団体において、企業からの寄附の申し出を記録しやすいよう、別添に参考様式を作成しておりますので、必要に応じてご活用ください。</p>
<p>Q 4-5.</p> <p>寄附を受領した日が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施年度の出納整理期間となった場合、当該寄附を事業実施年度の歳入として取り扱うことは可能ですか。</p>	<p>A 4-5.</p> <p>地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費に充てられる必要がありますので、実際の寄附金の受領時期が出納整理期間になることが予想される場合には、基金を活用した事業による場合を除き、寄附を行う法人に対して年度内に納入通知書を発しておく必要があります。この場合には、当該寄附金は事業実施年度の歳入となります。</p> <p>なお、寄附を行った法人に対する税額控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されることとなります。そのため、事業年度が4月1日に始まる法人が3月31日までに寄附を行い、前事業年度に本税制の適用を受けることを希望する場合には、当該法人とよく相談の上、事業の執行を管理して年度内に寄附を受領できるようにしてください。</p>
<p>Q 4-6.</p> <p>どのような法人からの寄附であっても、地方創生応援税制の対象となりますか。</p>	<p>A 4-6.</p> <p>外国法人を含め、青色申告書を提出している法人からの寄附であれば、地方創生応援税制の適用を受けることができます。</p> <p>ただし、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施する地方公共団体内に本社が所在する法人からの寄附については、地方創生応援税制の適用はありません。</p>
<p>Q 4-7.</p> <p>企業が本社の立地する地方公共団体に寄附を行う場合は、優遇措置の対象から除外することとされていますが、「本社の立地する地方公共団体」とは何を指しますか。</p>	<p>A 4-7.</p> <p>地方税法における「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」のことを指します。</p>
<p>Q 4-8.</p> <p>本社が所在する地方公共団体への寄附は、地方創生応援税制の対象外とされている</p>	<p>A 4-8.</p> <p>事業実施主体が市町村である場合は、市町村単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する市町村に本社が所在する企業からの寄附については地方創生応援税制の対象外となる一方、同じ都道府県内の他の市町村に本社が所在する企業からの寄附につ</p>

<p>ますが、本社が所在する地方公共団体とはどの範囲を指すのですか。</p>	<p>いては地方創生応援税制の対象となります。</p> <p>事業実施主体が都道府県である場合は、都道府県単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する都道府県内に本社が所在する企業の寄附については、全て地方創生応援税制の対象外となります。</p>
--	--

5. 寄附を行うことの代償としての経済的利益の供与について

<p>Q 5-1-1.</p> <p>内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。</p>	<p>A 5-1-1.</p> <p>平成 28 年 4 月 15 日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、寄附を行うことの代償として以下の行為が禁止されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 寄附を行うことの代償として、補助金を交付すること。 b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。 c. 寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。 d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。 e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。 <p>また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記 e. のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。 ・寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。 ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。 <p>これらのほか、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記した Q 5-2-1 から Q 5-6-2 までの各質問に対する回答もご参照ください。</p> <p>なお、寄附をした法人に対して、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合には、地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。</p>
--	---

<p>Q 5-1-2.</p> <p>例えば、どのような行為が、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないのですか。</p>	<p>A 5-1-2.</p> <p>一般的に、寄附を行うことの代償としての経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。 ・地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。 ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。 ・社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。 <p>これらのほか、具体的に、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記した以下のQ 5-2-1からQ 5-6-2までの各質問に対する回答の中で明らかにしていますので、ご参照ください。</p>
<p>Q 5-2-1.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A 5-2-1.</p> <p>地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>これは、上記の別異に取り扱う場合以外の場合には、あくまで入札・契約上の公正なプロセスを経た上で寄附法人が得ることとなる経済的な利益であり、内閣府令が禁止している「寄附を行うことの代償」とは認められないことによります。</p> <p>なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があることにご留意ください。</p>
<p>Q 5-2-2.</p> <p>地方公共団体が、寄</p>	<p>A 5-2-2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業の場合であつ</p>

<p>附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>ても、基本的には、上記Q5-2-1に対するA5-2-1と同様の考え方となります。</p> <p>地方公共団体においては、当該事業に係る入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p>
<p>Q5-2-3.</p> <p>地方公共団体が、すでに契約関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A5-2-3.</p> <p>過去に契約関係にあったこと又は現時点で契約関係にあることは、下記の場合を除き、一般的には、「寄附を行うことの代償として」供与されたものであるとは考えられないことから、当該法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p> <p>ただし、契約関係となる以前に法人から寄附の申し出を受け、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で契約を締結する時点で、寄附を受領するに至っていない場合には、Q5-2-1に対するA5-2-1において記載しているように、当該契約関係の対象である事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の申し出を理由に当該申し出を行った法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられることにつき、ご留意ください。</p>
<p>Q5-3-1.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内</p>	<p>A5-3-1.</p> <p>地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が、優先交渉権者の選定に際し、寄附法人しか応募できないような条件を合理的な理由なく設ける場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。</p>

<p>閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>なお、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。</p>
<p>Q5-3-2.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ契約を</p>	<p>A5-3-2.</p> <p>地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、無償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情がない限り、一般的に、ネーミングライツの選定・付与に係る手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合と同視できることから、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当すると考えられます。</p> <p>なお、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情とは、例えば、法人から寄附の申し出を受けることとは別に、地方公共団体において、合理的な理由に基づき、無償によりネーミングライツを付与することを決定し、かつ、公募等により公正にネーミングライツ契約の相手方として寄附法人を選定する場が挙げられます。</p> <p>いずれにせよ、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p> <p>また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、</p>

<p>締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>個別にご相談ください。</p>
<p>Q 5 - 4 . 地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	<p>A 5 - 4 . 地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。 なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。</p>
<p>Q 5 - 5 . 地方公共団体が、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。 また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とする場合は、「寄附を行</p>	<p>A 5 - 5 . 地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に規定する「関係会社」をいいます。以下「寄附法人の関係会社」といいます。）を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手續きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人の関係会社とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人の関係会社しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。 なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。 また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となります。</p>

<p>うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p>	
<p>Q 5-6-1. 地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、以下のとおり、一定の関係を成立させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附を行った法人が参画している共同企業体等との間で契約を締結すること ・ 寄附を行った法人に対し出資等を行うこと ・ 寄附を行った法人を指定管理者とすること ・ 寄附を行った法人を指定金融機関とすること 	<p>A 5-6-1. 上記Q 5-2-1に対するA 5-2-1と同様の考え方となります。A 5-2-1をご参照ください。</p>
<p>Q 5-6-2. 地方公共団体が、以下のとおり、一定の関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」</p>	<p>A 5-6-2. 上記Q 5-2-3に対するA 5-2-3と同様の考え方となります。A 5-2-3をご参照ください。</p>

<p>に該当しますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体との契約に基づき履行する共同企業体等に参画している法人から寄附を受領すること ・ 出資等の相手方である法人から寄附を受領すること ・ 指定管理者である法人から寄附を受領すること ・ 指定金融機関である法人から寄附を受領すること 	
--	--

6. 変更・取消しについて

<p>Q 6 - 1.</p> <p>認定後の地域再生計画について、事業内容や期間にどの程度の変更がある場合に、変更認定申請が必要となりますか。</p>	<p>A 6 - 1.</p> <p>原則として認定を受けた地域再生計画の内容に変更があった場合には、変更認定申請が必要です。</p> <p>ただし、軽微な変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更）については、変更認定申請の必要はありません（別途内閣府への報告をお願いします。）。具体のケースについては、個別にご相談ください。</p> <p>なお、寄附額については事業実施後に報告をいただきますので、地域再生計画の認定時点から変更があった場合でも変更認定申請は必要ありません（Q 8 - 1 参照）。</p>
<p>Q 6 - 2.</p> <p>認定を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を繰り越すことは可能ですか。</p>	<p>A 6 - 2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業の進捗状況等に応じて地方公共団体において繰り越し処理をすることは、制度上可能です。</p> <p>ただし、寄附の申し込みがあることをもって繰越明許の未収入特定財源として取り扱うことはできません。一方、企業が寄附を</p>

	<p>支払うことを書面で通知している場合等、債権債務関係が確定しているとみなせる場合には、未収入特定財源としての寄附を繰り越すことができます。なお、当初執行予定の年度に寄附を受領している場合には、当該寄附金を既収入特定財源として繰り越すことができます。</p>
<p>Q 6 - 6 . どのような場合に地域再生計画の認定が取り消されることとなるのですか。</p>	<p>A 6 - 6 . 地域再生計画の認定基準に適合しなくなると認められる場合には、認定が取り消されることがあります。 具体的には、以下の事例が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合 ・ 地方公共団体が寄附企業に対し、寄附の見返りとして、経済的な利益の供与を行った場合 ・ 何らかの事情により、計画に基づく事業を実施しても、当初の目標が達成される見込みが無くなった場合 ・ 事業実施のスケジュールが大幅に遅延した場合や事業の実施が不可能となった場合等、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれなくなった場合
<p>Q 6 - 7 . 地域再生計画の認定が取り消されることとなる場合のうち、寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合とは、具体的にどのようなことを想定しているのですか。</p>	<p>A 6 - 7 . 寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業の進捗を確認することなく、寄附を受領する場合 ・ 寄附の総額が事業費を上回る蓋然性が高いにもかかわらず、更に寄附を募集する等、地方公共団体が事業の適切な実施を妨げる行為を行う場合 ・ 寄附を基金の積立てに充てる場合に、当該事業の終了時に基金への積立額の総額が事業費を上回るおそれがある場合 ・ 実施報告において寄附の総額が事業費を上回り、国が地方公共団体に対し是正の要求を行ったにもかかわらず適正化の措置を講じない場合 <p>を想定しており、特に、是正の措置の要求に従わない等、地方公共団体に悪質性が見られる場合に認定を取り消すことを原則として考えています。</p>

7. 税額控除について

<p>Q 7-1.</p> <p>地方創生応援税制は、どのような税制優遇措置ですか。</p>	<p>A 7-1.</p> <p>法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置です。</p> <p>A) 法人住民税 寄附額の4割(従前:2割)を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)</p> <p>B) 法人税 法人住民税の控除額が寄附額の4割(従前:2割)に達しない場合、寄附額の4割(従前:2割)に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)</p> <p>C) 法人事業税 寄附額の2割(従前:1割)を税額控除(法人事業税額の20%が上限)</p> <p>※ 上記については、令和2年4月1日以後に開始する企業の事業年度から適用されます。施行日前に開始した事業年度分については、従前の税額控除割合が適用されます。</p>
<p>Q 7-2.</p> <p>優遇措置を受けるために、企業は何らかの申請が必要ですか。</p>	<p>A 7-2.</p> <p>租税の申告時に、地方創生応援税制の適用がある寄附を行った旨を申告するとともに、寄附先の地方公共団体から交付を受けた受領証の写しを提出(法人税の申告にあつては保管)する必要があります。</p> <p>税制上の手続に係る詳細については、課税庁から発表されている情報を確認してください。</p>
<p>Q 7-3.</p> <p>地方公共団体は、寄附を行った企業に対し、受領証を交付する必要がありますか。</p>	<p>A 7-3.</p> <p>内閣府令で規定する様式の受領証を、寄附を行った企業に対し交付する必要があります(地域再生法施行規則第14条及び別記様式3、別添を参照)。</p> <p>なお、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)を活用する場合には、別添の参考様式のとおり、以下の内容を追記した受領証を交付してください。</p> <p>※ 以下に該当する場合には、()内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。</p> <p>()地域雇用開発助成金の対象となる事業(区域:) (実施期間: 年 月 日～ 年 月 日)に対する寄附として受領したもの</p>

<p>Q 7 - 4 . 企業から複数のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を一度に受領した場合に、事業ごとに受領証を交付する必要があるのですか。</p>	<p>A 7 - 4 . 事業ごとに区分して受領証を交付する必要があります。</p>
---	---

8. 効果検証及び報告について

<p>Q 8 - 1 . まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業実施後に国への報告が必要ですか。</p>	<p>A 8 - 1 . 事業期間内の各会計年度終了後及び事業の完了後には、事業の実施状況に関する報告書を、内閣府令及び地域再生計画認定申請マニュアル（各論）で定めるところにより、速やかに提出してください（地域再生法施行規則第 14 条及び別記様式 3 の 2、マニュアル掲載の添付書類を参照）。なお、事業費が確定する前に寄附の受領を行った場合には、別添の参考様式を参考に、国への報告の後に、地方公共団体から寄附企業に対して確実に事業に充当した旨の報告書を提出してください。</p>
<p>Q 8 - 2 . まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、受け入れた寄附額が事業費を上回ったことが判明した場合には、どのように対応すべきでしょうか。</p>	<p>A 8 - 2 . 地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に確実に充てられる必要があることから、寄附の総額が事業費を超えないように適切に管理を行ってください。 天災等のため事業実施が困難となった等により、やむを得ず受領した寄附の総額が事業費を上回った場合は、受領した寄附のうち事業費を上回った部分について、寄附企業の理解を得た上で、他のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に充てることにより寄附の総額が事業費を超えないようにしてください。 なお、国への事業の実施状況に関する報告（Q 8 - 1 参照）において、寄附額が事業費を上回っていることが判明した場合には、地域再生計画の認定が取り消されることがあります。加えて、地方創生推進交付金の特例部分（横展開タイプ事業の 4、5 年目）については認められず、仮に、当該年度の事業に着手している場合には、交付決定の取消や当該費用に係る交付金の返還等が必要となる場合があります。</p>

<p>Q 8-3.</p> <p>国への報告内容は公表されますか。</p>	<p>A 8-3.</p> <p>事業の実施状況に関する報告書を一律に公表することはありません。</p> <p>ただし、寄附額が事業費を上回っていることが明らかになった場合等、報告内容によっては、地域再生計画の認定の取消し等となることもあり、仮に認定が取り消された場合には、内閣府ホームページでその旨が公示されます。</p>
<p>Q 8-4.</p> <p>事業検証の結果について、住民に対して公表する必要がありますか。</p>	<p>A 8-4.</p> <p>企業の寄附を活用し、効果が高い地方創生事業が行われたことを住民が知ることができるよう、広報誌やホームページ等を通じて積極的に事業検証の結果を公表するようにしてください。</p>
<p>Q 8-5.</p> <p>事業検証の結果について、寄附を受けた企業に対して報告する必要がありますか。</p>	<p>A 8-5.</p> <p>企業は、寄附を行った事業がどのような成果を上げたかについて、株主や社内に説明する必要があると考えられますので、寄附企業に対して事業検証の結果を報告するようにしてください。</p> <p>具体的な報告の方法については、国において一律に定めるものではありませんが、寄附企業に対して個別にお知らせするなど、それぞれの地方公共団体の判断で適切な方法により行うようにしてください。</p>

9. 地方議会との関係について

<p>Q 9-1.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、議会にどのように対応すべきですか。</p>	<p>A 9-1.</p> <p>事業の予算化等について、各地方公共団体の議会において十分に審議をしてください。</p> <p>また、事業の実施後においても、透明性の確保の観点から、寄附企業の名称及び寄附額、実施結果を執行部から議会に報告することが望ましいです。</p>
<p>Q 9-2.</p> <p>地方創生応援税制に係る寄附については、地方自治法上の「負担付の寄附」に該当することとなり、歳入に当たって地方議会の議決が必要となるのではないでしょ</p>	<p>A 9-2.</p> <p>地方自治法上の「負担付の寄附」とは、反対給付的な意味において、地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付されるものをいいます。単に用途を指定するような寄附はこれに該当しないことから、本税制に係る寄附は、一般的には、地方自治法上の「負担付の寄附」には当たりません。</p>

うか。	
-----	--

10. 広報について

<p>Q10-1.</p> <p>認定を受けた地域再生計画に係るまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、企業がどのようにして知ることができるのでしょうか。</p>	<p>A10-1.</p> <p>地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画については、一覧表及び全ての地域再生計画を内閣府のホームページで公表します。</p> <p>また、地方公共団体においても、認定を受けた事業をホームページで公表することをはじめ、企業に対して積極的にPRをするようにしてください。</p>
<p>Q10-2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を行った企業の名前や寄附額を公表する必要がありますか。</p>	<p>A10-2.</p> <p>寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表するようにしてください。企業名や寄附額を非公表とする場合であっても、非公表とする理由等について、地方公共団体においても説明責任を果たせるようにしてください。</p> <p>なお、国においても、寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表しています。</p>

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について

年 月 日

〇〇市町村長 殿

(法人名)

(法人番号)

貴団体で実施される予定である〇〇事業に対し、下記の額を寄附することを申し出ます。

記

_____ 円

※なお、上記の寄附は指定のあった時期（〇月頃）に振り込みます。

別記様式第 3 (第 1 4 条関係)

受領証

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

地方公共団体の長の氏名

地域再生法第 1 3 条の 2 に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

1. 事業の名称
2. 寄附年月日 年 月 日
3. 寄附金額 円

注 必要に応じて、上記の寄附を充当するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の詳細を本受領証に追記するようにしてください。

○ 地域雇用開発助成金の対象となる事業に対する寄附として受領した場合には、以下のとおり、本受領証に追記すること。

※ 以下に該当する場合には、() 内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。

() 地域雇用開発助成金の対象となる事業 (区域 : () (実施期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日) に対する寄附として受領したもの

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 3 の 2 (第 1 4 条関係)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

認定地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る 年度の実施状況について、地域再生法施行規則第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 地域再生計画の名称及び事業の名称

地域再生計画の名称	
事業の名称	

2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の実績

年度	
事業費計 (円)	
寄附額計 (円)	

法人名	法人番号	寄附額 (円)	受領日	公表の可否

注 別記様式第 3 による受領証を交付した全ての寄附について記載してください。

3 事業の実施状況に関する客観的な指標

指標	
----	--

	年 月	目標値	実績値
申請時			
初年度			
2 年目			
3 年目			
4 年目			
5 年目			

注 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施期間中に寄附を充当した事業に関連する指標を全て記載してください。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定について

年 月 日

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、〇〇年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称

--

2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴社からの寄附の受領額	円